

行田市

高齢者いきいき安心元気プラン

第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【素案】

平成30年2月

行田市

はじめに

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化の進行により要介護者を支える家族をめぐる社会的状況の変化などを踏まえ、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に創設されました。以来、行田市では、6期・18年にわたり「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉及び介護保険に関する各種施策を展開してまいりました。



しかしながら、世界に類をみない我が国の急速な高齢化は、高齢者福祉施策や介護保険の運営に大きな影響を与えることとなり、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、本市においても、実に全体の3人に1人が高齢者となる状況が予測されており、従来の高齢者を支える仕組みを抜本的に見直す必要が生じているところです。

こうした背景を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むことができるよう社会全体で高齢者を支える仕組みである地域包括ケアシステムの概念が提唱され、本市においても、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅医療と介護の連携を核とし、介護予防、生活支援などの充実による包括的なネットワークの構築を急いでいるところです。

このような状況の中、本市では、新たに「第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

本計画では、地域包括ケアシステムの理念をさらに深め、介護保険法の理念である自立支援・重度化防止への取組みに重点をおいた施策を実施してだけでなく、将来的には、子ども、障害者、高齢者などの対象者の枠を超え、地域住民と行政が一体となった包括的な支援体制を構築していく地域共生社会の実現を視野に入れた取組みを検討していかなければなりません。

そのためには、まず、私たち行政が地域包括ケアシステムを推進していくための規範的統合を進めることはもちろんですが、市民の皆様にも、介護予防や地域における支え合いの重要性を認識していただくことが不可欠と考えております。

本市といたしましては、保険者としての機能強化に努めるとともに、市民の皆様をはじめ、関係機関や事業者等と連携しながら、各種取組みの推進に全力を挙げてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力をいただきました「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、関係の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

行田市長 工藤正司

[目 次]

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画の策定に当たって	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画策定の背景と目的	3
4 計画の期間	4
5 策定体制	4
(1) 計画策定委員会の設置	4
(2) 市民意見の反映	4
第2節 高齢者の現状と将来推計	5
1 人口構造等の現状	5
(1) 高齢者人口等の現状	5
(2) 高齢者世帯の状況	7
2 要介護・要支援者の状況	8
(1) 要介護・要支援者数の状況	8
(2) 居宅サービス利用者数の状況	9
(3) サービス利用者数の状況	9
3 高齢者人口及び要介護・要支援者数の推計	10
(1) 高齢者人口の推計	10
(2) 要介護・要支援者数の推計	12
(3) 要介護・要支援認定率の推計	13
第3節 施策の展開	14
1 日常生活圏域の設定	14
(1) 日常生活圏域の概要	14
(2) 日常生活圏域の設定	14
2 計画の基本理念と基本目標	17
(1) 基本理念	17
(2) 基本目標	17
3 計画の体系	19
(1) 計画の構成	19
(2) 施策の体系	19

第2章 高齢者保健福祉計画	20
第1節 生きがいの場の充実	21
1 健康と生きがいづくりの支援	21
(1) 高齢者の生きがいづくりへの支援	22
① 老人クラブ活動の支援	22
② 敬老事業の実施と支援	23
③ いきいき・元気サポーターの登録促進	24
④ 生涯学習の機会の提供	25
⑤ いきいきサロン事業の充実	26
⑥ 総合福祉会館における各種事業の充実	27
(2) 保健事業の推進	28
① 市民けんこう大学・大学院の充実	28
② 健康相談の充実	29
③ 健康教育の充実	29
④ がん検診の受診促進	30
⑤ 歯周病検診の受診促進	31
⑥ 肝炎ウイルス検診の受診促進	31
⑦ 高齢者肺炎球菌予防接種の推進	32
⑧ 高齢者インフルエンザ予防接種の推進	32
⑨ 特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査の受診促進	33
⑩ もの忘れ検診（認知症検診）・薬剤師居宅療養管理指導	34
2 社会で活躍できる場の充実	35
(1) 地域社会との接点の創出	35
① いきいき・元気サポート制度の充実	35
② ボランティア団体への支援	36
③ シルバー人材センター事業の運営・支援	37
第2節 生活支援体制の充実	38
1 高齢者福祉サービスの充実	38
(1) 高齢者に関する実態の把握（情報の収集・分析）	39
① ひとり暮らし高齢者等の実数調査	39
(2) 高齢者の在宅生活に係る支援	40
① 在宅重度要介護高齢者等介護者手当の支給	40
② 安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布	41
③ 乳酸飲料等の配達による安否確認	42
④ 寝具の乾燥及び丸洗いの実施	42

⑤ 日常生活用具の給付	43
⑥ 福祉電話の貸与	43
⑦ 緊急通報装置の給付	44
⑧ 要介護者等の一時保護	44
⑨ 訪問介護サービス利用者負担額の助成	45
⑩ いきいき・元気サポーターによる生活支援	45
⑪ 車いすの貸出し	46
⑫ 福祉車両の貸出し	46
⑬ 訪問理美容サービスの実施	47
⑭ 宅配電話帳の作成及び配布	47
2 高齢者福祉施設の充実	48
（1）施設整備の方針	53
（2）施設整備の現状	53
（3）施設整備の計画	54
ア 老人福祉施設	54
① 養護老人ホーム	54
② 特別養護老人ホーム	54
③ 軽費老人ホーム・ケアハウス	55
④ 老人福祉センター	56
イ 介護保険施設	57
① 指定介護老人福祉施設	57
② 介護老人保健施設	57
③ 指定介護療養型医療施設	58
④ 介護医療院	58
ウ その他の施設	58
① 有料老人ホーム	58
② サービス付き高齢者向け住宅	59
3 高齢者への虐待防止対策等の強化	60
（1）高齢者の権利擁護体制の整備	61
① ふれあい見守り活動の推進	61
② 高齢者虐待対策の推進	62
③ 老人福祉法に基づく入所委託の措置	63
④ 成年後見制度に関する体制の整備及び啓発の推進	63
⑤ 法人後見事業の推進	64
⑥ 「あんしんサポートねっと」の推進	65

第3章 介護保険事業計画	66
第1節 介護保険事業等の充実	68
1 介護保険制度の適正な運営	68
2 介護予防の推進及び介護保険サービスの効果的な提供	69
(1) 保険給付（介護給付・予防給付）に係る各種サービスの推進	69
ア 居宅サービス及び介護予防サービス	71
① 訪問介護／介護予防訪問介護	72
② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	72
③ 訪問看護／介護予防訪問看護	73
④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	73
⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	74
⑥ 通所介護／介護予防通所介護	74
⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション	75
⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	75
⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護	76
⑩ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護	76
⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	77
⑫ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売	77
イ 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス	78
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	79
② 夜間対応型訪問介護	79
③ 地域密着型通所介護	80
④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護	80
⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	81
⑥ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護	81
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	82
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	82
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	82
ウ 住宅改修費の支給	83
① 居宅住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給	83
エ 指定居宅サービス等を利用するための支援	84
① 居宅介護支援／介護予防支援	84
オ 施設サービス	85
① 介護老人福祉施設サービス	85
② 介護老人保健施設サービス	86
③ 介護療養型医療施設サービス	86

(2) 地域支援事業の推進	87
ア 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	87
(ア) 介護予防・生活支援サービス事業	88
① 訪問型サービス	90
② 通所型サービス	91
③ その他の生活支援サービス事業	92
④ 介護予防ケアマネジメント	93
(イ) 一般介護予防事業	94
① 介護予防把握事業	94
② 介護予防普及啓発事業	95
③ 地域介護予防活動支援事業	97
④ 一般介護予防事業評価事業	98
⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業	98
イ 包括的支援事業の充実	99
(ア) 地域包括支援センターの運営	99
① 地域包括ケアシステム深化・推進への対応	99
② 地域包括支援センター運営の方向性	101
③ 地域包括支援センター運営協議会の設置・運営	101
④ 地域包括支援センター相談協力員との連携	102
⑤ 第6期までの地域包括支援センターの担当圏域	103
⑥ 地域包括支援センターケア会議の開催	104
⑦ 総合相談支援業務（地域包括支援センター）	105
⑧ 権利擁護業務（地域包括支援センター）	105
⑨ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（地域包括支援センター）	106
⑩ 地域支援ネットワーク会議の開催	107
(イ) 地域ケア会議の推進	108
① 地域ケア推進会議	108
② 地域ケア個別会議	109
(ウ) 在宅医療・介護連携の推進	110
① 行田市在宅医療・介護連携推進協議会	112
② 行田市在宅医療・介護連携推進協議会 作業部会	112
③ 行田市在宅医療支援センター（仮称）と機能強化型地域包括支援センター	113
(エ) 認知症総合支援事業	114
① 認知症地域支援推進員の配置	115
② 認知症初期集中支援事業	115
③ その他の認知症支援事業	116
(オ) 生活支援サービスの体制整備	117
ウ 任意事業	119

(ア) 家族介護支援事業	119
① 介護教室の開催	119
② 徘徊高齢者等早期発見シールの配布	120
③ 徘徊高齢者等位置探索サービス事業	121
④ 認知症サポーター養成講座	122
⑤ 要介護者等紙おむつ給付事業	123
⑥ 認知症カフェ（オレンジカフェ）	124
(イ) その他の事業	125
a 成年後見制度利用支援事業	125
b 福祉用具・住宅改修支援事業	125
c 地域自立生活支援事業	126
① 高齢者等配食サービス事業	126
3 介護給付等費用適正化事業の推進	127
4 人材の確保	128
5 共生型サービスの実施	128
6 重点事業と目標値	129
7 保険給付等に係る費用の見込みと保険料の算定	
(1) 保険給付等の実績	
(2) 第7期計画期間における保険給付等の見込み	
(3) 保険料の算定	

計画の推進体制

1 計画の進行管理	
2 関係機関との連携	
3 地域密着型サービス運営委員会	

資料編

1 策定経過	
2 策定員会要綱	
3 策定委員会名簿	

第 1 章

計画の策定に当たって

第 1 節 計画の策定に当たって

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画策定の背景と目的
- 4 計画の期間
- 5 策定体制

第 2 節 高齢者の現状と将来推計

- 1 人口構造等の現状
- 2 要介護・要支援者の状況
- 3 高齢者人口及び要介護・要支援者数の推計

第 3 節 施策の展開

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 計画の基本理念と基本目標
- 3 計画の体系

計画の策定に当たって

第1節 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

今回の「第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、平成27年3月に策定した「第6期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（行田市高齢者いきいき安心元気プラン）」を見直すものとして、これまでの取組みを評価・検証した上で、新たな計画として策定しました。

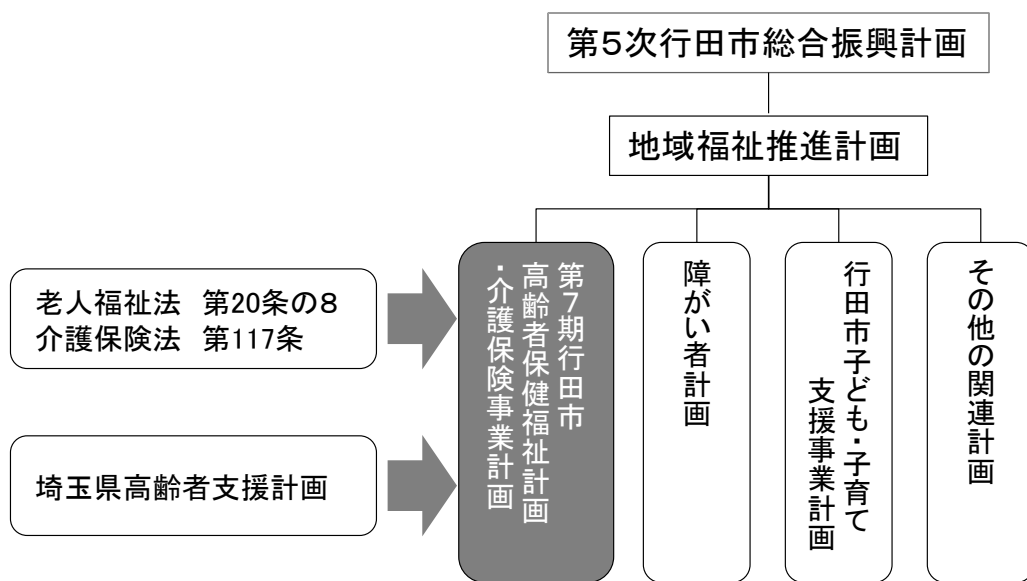
また、本計画は、本市の高齢者に係る保健及び福祉に関する総合的な計画として、

- ① 高齢化に伴う諸課題に対応するための基本的政策目標を設定すること
 - ② 設定した基本的政策目標の実現のために取り組むべき施策を明らかにすること
- 等を目的として策定しています。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めたものです。

また、市の最上位計画である「第5次行田市総合振興計画」の部門別計画と位置付けるとともに、「行田市地域福祉推進計画」や「行田市子ども・子育て支援事業計画」、「行田市障がい者計画」などとの整合性を図りながら、国・県の施策、方針を踏まえ策定した計画です。



3 計画策定の背景と目的

高齢者を社会全体で支えるための仕組みとして創設された介護保険制度が、平成 12 年 4 月にスタートして 18 年を迎えます。

本市の平成 29 年 1 月 1 日現在の高齢化率は 28.7%となり、ほぼ 3.5 人に 1 人が高齢者という「超高齢社会」になっています。

また、本市では、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年（2025 年問題）を待たずして、平成 35 年から 75 歳以上の高齢者の割合が急激に増加することにより、高齢者の医療や介護を支える社会保障費などの増大は、深刻な課題となってきます。

さらに、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者は増加しています。そのような中で、高齢者虐待、介護する家族の負担増などが大きな社会問題となってきており、この問題を社会全体でどのように取り組んでいくかが大きな課題となっています。

そこで重要となるのが、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」です。今後、高齢化が一段と進展していく中で、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要があります。

また、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「共生型社会」の構築が求められています。

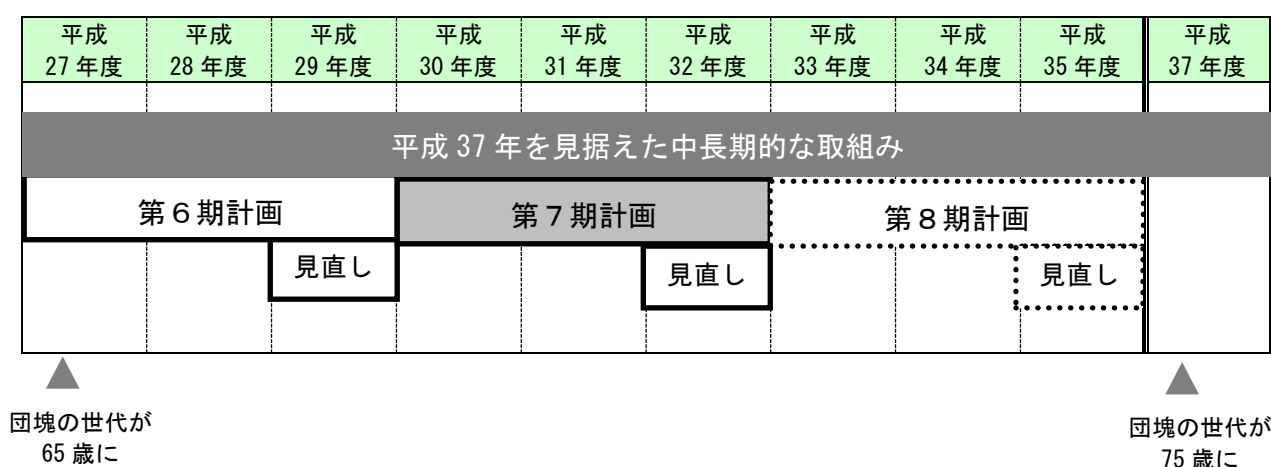
そこで、本市では、地域の自主性・主体性に基づき、地域の特性に応じて創り上げる地域包括ケアシステムを充実させるとともに、共生社会の構築に向け、各種高齢者事業を推進していきます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年です。

なお、第 7 期以降の計画では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年に向け、第 6 期計画で開始した地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携の推進等の取組みを本格化していくことになります。

サービスの内容や、給付、保険料の水準等も見据えた上で、平成 37 年度までの中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。



5 策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表からなる「行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において協議・検討を行いました。

(2) 市民意見の反映

要介護・要支援者や一般高齢者などに対する実態調査や、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、より多くの市民の意見を反映できるよう努めています。

第2節 高齢者の現状と将来推計

1 人口構造等の現状

(1) 高齢者人口等の現状

本市の平成29年1月1日現在の総人口（外国人を含む）は82,836人で、65歳以上の人口は23,765人、高齢化率は28.7%となっています。

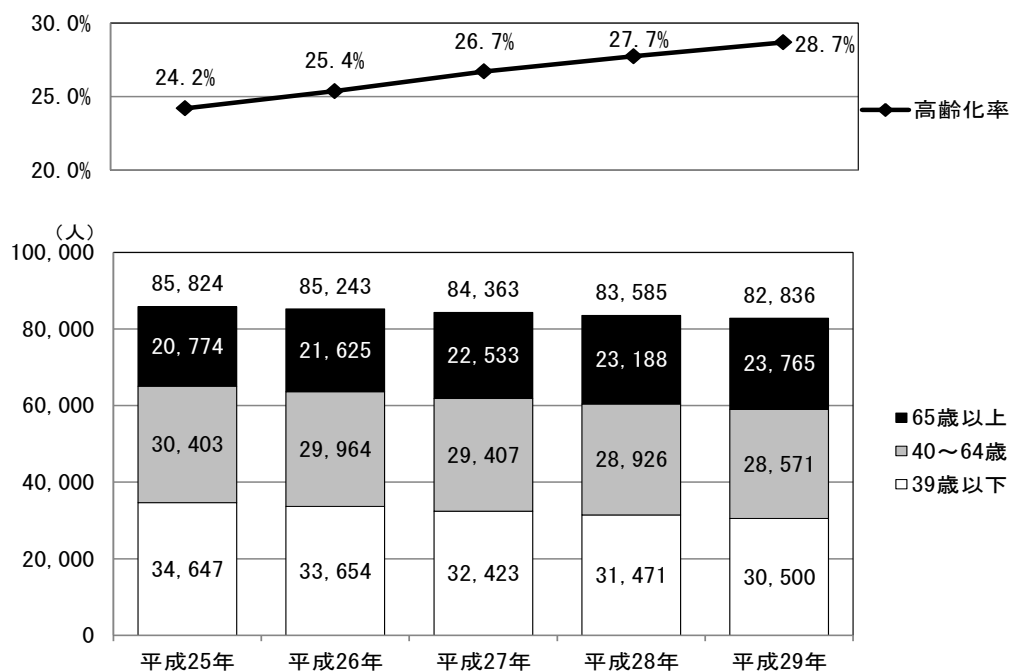
65歳以上の人口は毎年増加する傾向にあり、高齢化率も上昇しています。

■人口の推移（各年1月1日現在） (人)

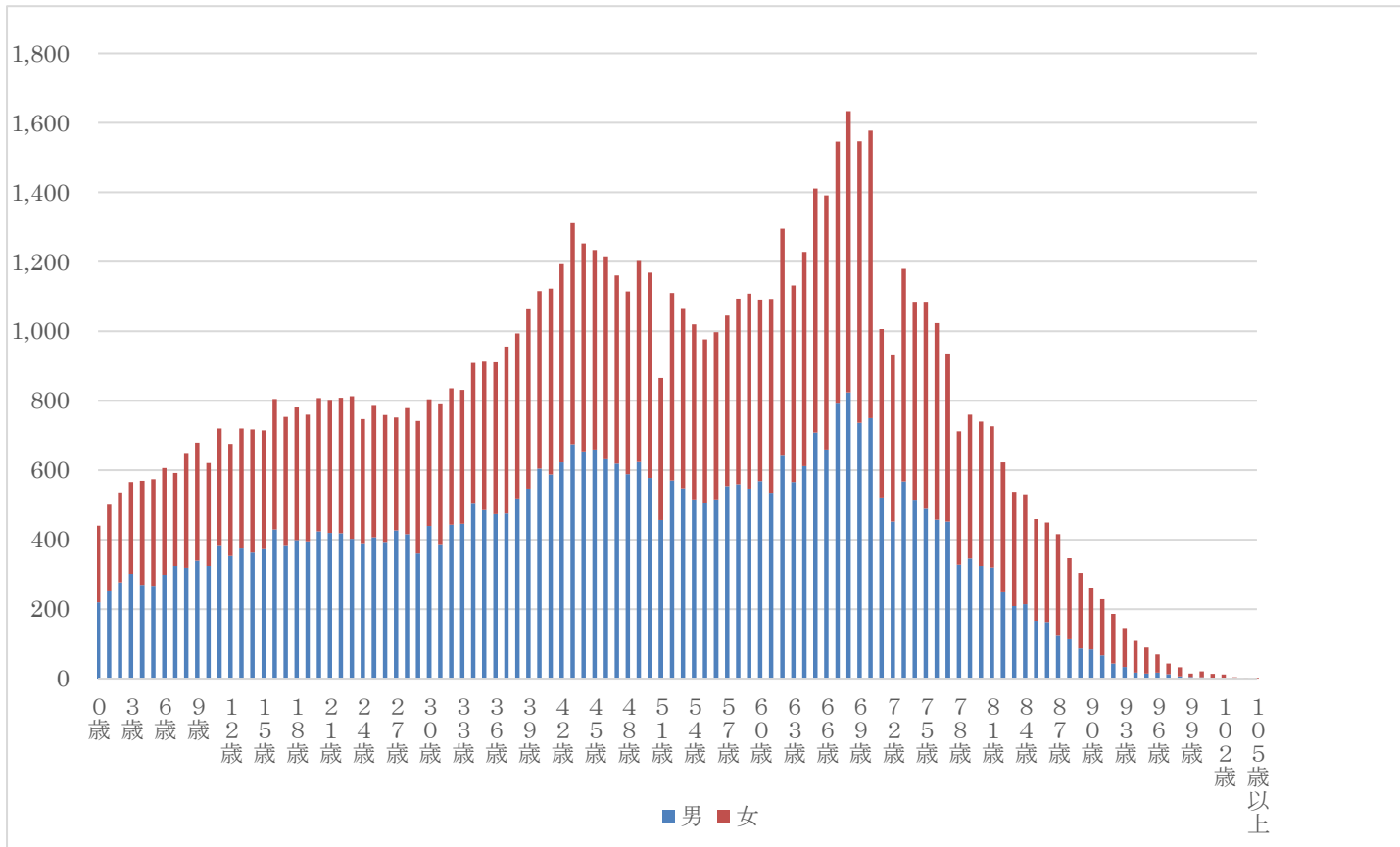
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	85,824	85,243	84,363	83,585	82,836
65歳以上人口	20,774	21,625	22,533	23,188	23,765
高齢化率 (%)	24.2%	25.4%	26.7%	27.7%	28.7%
前期高齢者	11,370	12,002	12,713	13,051	13,185
構成比 (%)	13.2%	14.1%	15.1%	15.6%	15.9%
65～69歳	6,259	6,595	7,073	7,646	7,720
70～74歳	5,111	5,407	5,640	5,405	5,465
後期高齢者	9,404	9,623	9,820	10,137	10,580
構成比 (%)	11.0%	11.3%	11.6%	12.1%	12.8%
75～79歳	3,838	3,894	3,975	4,122	4,393
80～84歳	2,802	2,857	2,910	2,997	3,052
85歳以上	2,764	2,872	2,935	3,018	3,135
40～64歳	30,403	29,964	29,407	28,926	28,571
構成比 (%)	35.4%	35.2%	34.9%	34.6%	34.5%

※資料：市民課住民基本台帳

■行田市の人口と高齢化率の推移



■行田市の人口構成と団塊の世代の人口（平成29年10月1日末現在）



		団塊の世代						(人)
年齢 (出生年)	66 (1951)	67 (1950)	68 (1949)	69 (1948)	70 (1947)	71 (1946)	72 (1945)	
男	657	792	824	737	750	519	452	
女	734	754	810	810	828	487	479	
計	1,391	1,546	1,634	1,547	1,578	1,006	931	
			(H37)	(H36)	(H35)			

(2) 高齢者世帯の状況

在宅高齢者を対象として、本市が独自に民生委員に依頼し、実施している調査の結果によると、平成29年6月1日現在で、ひとり暮らし高齢者は2,892人、高齢者のみの世帯（親や兄弟等との同居を含め、世帯構成員全員が65歳以上の高齢者）は3,399世帯となっており、前年（平成28年）と比較して、それぞれ206人、235世帯増加しています。

■ 高齢者世帯の状況

(世帯)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
ひとり暮らし高齢者	2,380	2,533	2,686	2,892
高齢者のみの世帯	2,855	2,994	3,164	3,399
総世帯数（6月1日現在）	33,540	33,784	33,893	34,021

※現に在宅で生活する高齢者を対象とした調査

資料：民生委員による調査結果

2 要介護・要支援者の状況

(1) 要介護・要支援者数の状況

平成 28 年度末の要介護・要支援者数は 3,542 人でした。なお、平成 27 年度から平成 28 年度にかけては、要支援者数が 2.5%の減、要介護者数が 3.8%の増で、全体では、2.2%の増加となっています。

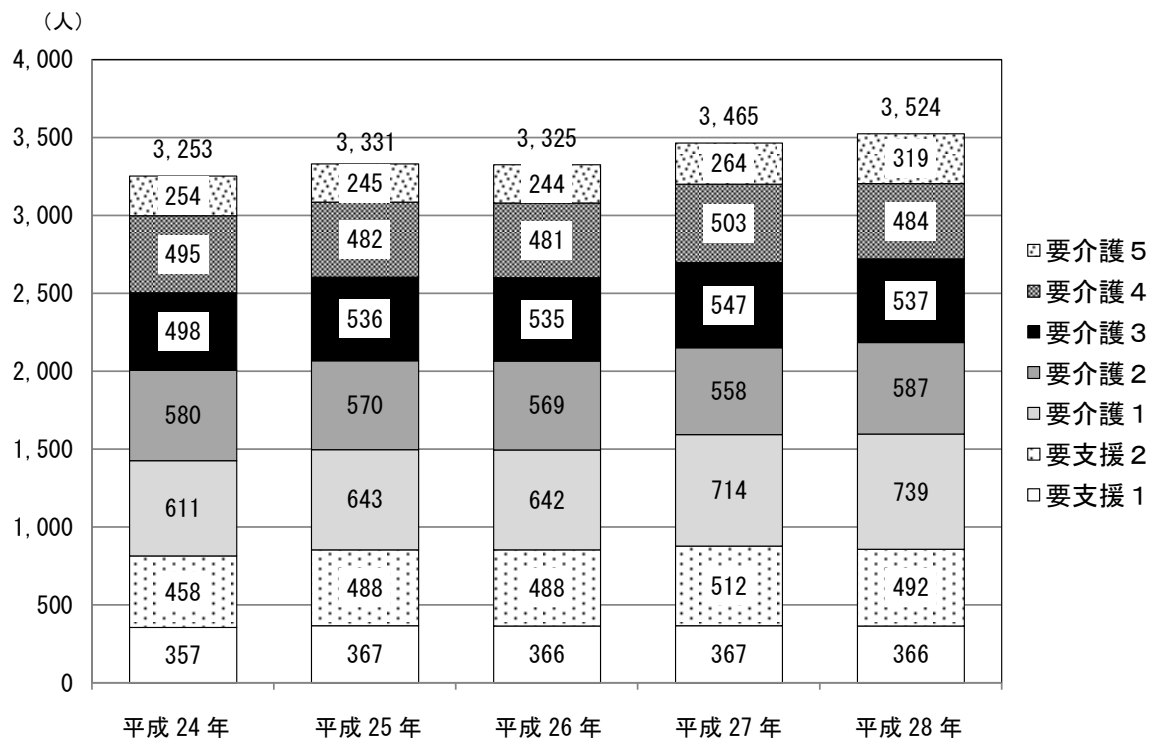
■要介護・要支援者数の推移

(人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
要支援 1	357	432	367	367	366
要支援 2	458	449	488	512	492
要介護 1	611	607	643	714	739
要介護 2	580	581	570	558	587
要介護 3	498	527	536	547	537
要介護 4	495	484	482	503	484
要介護 5	254	260	245	264	319
合 計	3,253	3,340	3,331	3,465	3,424

資料：介護保険事業報告各年度

■要介護・要支援者数の推移



(2) 居宅サービス利用者数の状況

要介護・要支援者で居宅サービスを利用している方の数は、平成 28 年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されたことに伴い、要支援者は減少しましたが、要介護者は微増傾向にあります。

■要介護・要支援者の居宅サービス利用者数の推移

(人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
要支援 1	224	299	265	266	104
要支援 2	318	332	385	372	199
要介護 1	433	453	503	558	579
要介護 2	440	436	421	419	472
要介護 3	292	302	303	325	315
要介護 4	189	203	233	244	227
要介護 5	81	87	89	83	120
合 計	1,977	2,112	2,199	2,267	2,016

資料：介護保険事業報告各年度

(3) サービス利用者数の状況

サービス利用者数の推移を見ると、平成 24 年度から平成 28 年度にかけての増加率は 12.1%となっています。

特に、地域密着型サービスでは、平成 28 年度から小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）が地域密着型サービスに移行したことにより、平成 27 年度から平成 28 年度にかけては 213 名の増加となっており、この間の増加率は 300%となっています。

■在宅・施設別サービス利用者数の推移

(人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認定者数	3,253 (100.0%)	3,340 (100.0%)	3,331 (100.0%)	3,465 (100.0%)	3,524 (100.0%)
サービス利用者	2,611 (80.3%)	2,774 (83.1%)	2,861 (85.9%)	2,946 (85.0%)	2,926 (83.0%)
居宅サービス	1,977 (60.8%)	2,112 (63.3%)	2,199 (66.0%)	2,267 (65.5%)	2,016 (57.1%)
地域密着型サービス	68 (2.1%)	73 (2.2%)	72 (2.2%)	71 (2.0%)	284 (8.1%)
施設サービス利用者	566 (17.4%)	589 (17.6%)	590 (17.7%)	608 (17.5%)	626 (17.8%)
サービス未利用者	642 (19.7%)	566 (16.9%)	470 (14.1%)	519 (15.0%)	598 (17.0%)

資料：介護保険事業報告各年度

3 高齢者人口及び要介護・要支援者数の推計

(1) 高齢者人口の推計

本市の総人口は減少傾向が続き、平成32年には79,411人、平成37年には74,356人にまで減少すると推計されます。その一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成32年には24,976人、平成37年には25,091人まで上ると推計されます。

このうち、前期高齢者は、平成32年までは13,000人台で推移しますが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には10,971人まで減少する見込みです。一方で、後期高齢者は、平成32年の11,683人が、平成37年には14,120人まで増加する見込みです。

総人口の減少と高齢者人口の増加により、本市の高齢化率は、平成30年の30.1%が平成32年には31.5%に、さらに平成37年には33.7%まで上昇すると推計されます。

■高齢者人口の推計値

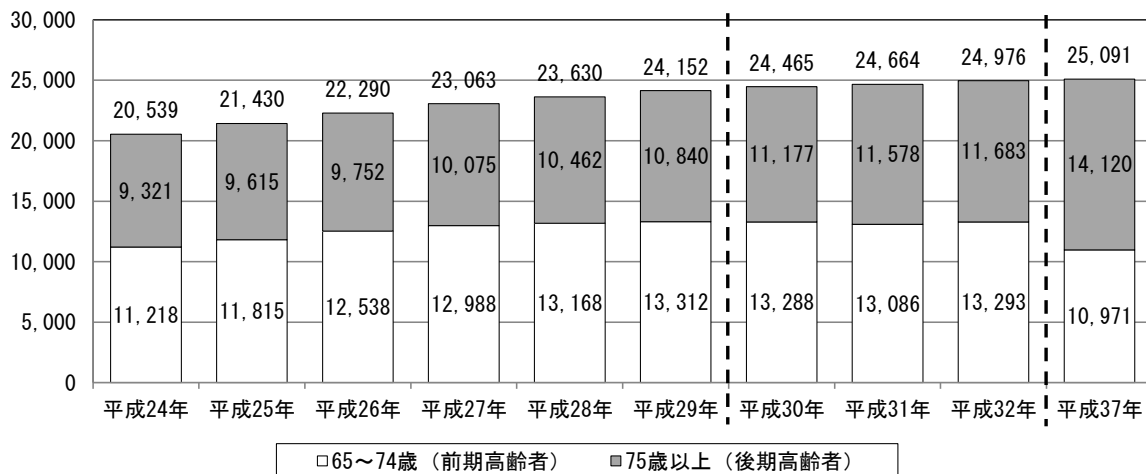
(人)

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	81,236	80,351	79,411	74,356
65歳以上人口	24,465	24,664	24,976	25,091
高齢化率	30.1%	30.7%	31.5%	33.7%
前期高齢者	13,288	13,086	13,293	10,971
人口構成比	16.4%	16.3%	16.7%	14.8%
後期高齢者	11,177	11,578	11,683	14,120
人口構成比	13.8%	14.4%	14.7%	19.0%
40～64歳人口	27,894	27,642	27,217	25,688
人口構成比	34.3%	34.4%	34.3%	34.5%

※各年9月末現在

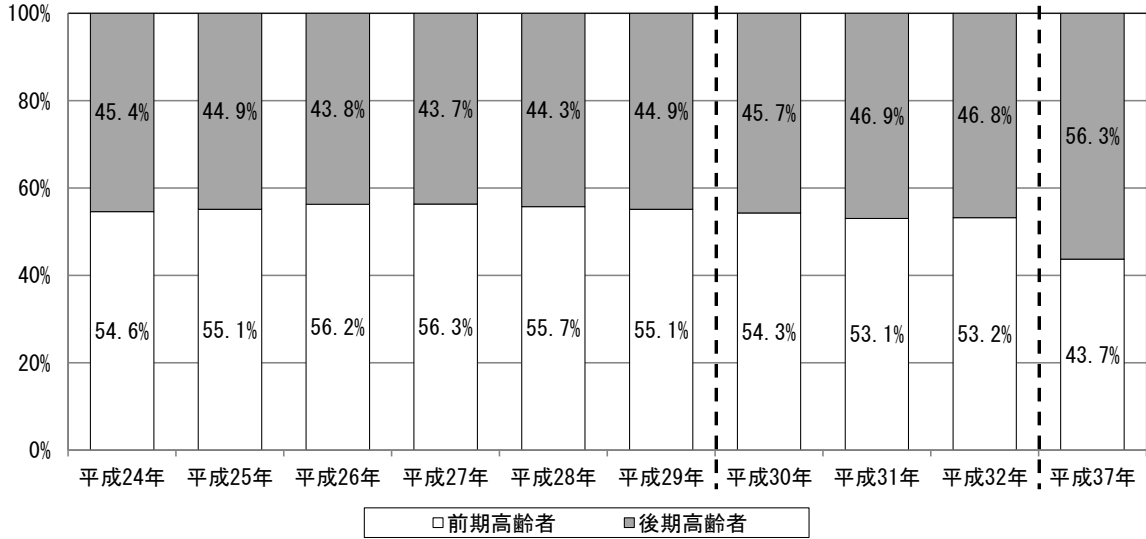
■高齢者人口の推計値

(人)



※各年9月末現在

■高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の構成比の推移



(2) 要介護・要支援者数の推計

本市の要介護・要支援者数（第1号被保険者）は増加傾向にあり、平成32年に3,684人、平成37年には4,045人を見込んでおります。

このうち、前期高齢者の占める数は、平成30年に473人から平成32年の524人まで増加傾向ですが、平成37年には437人まで減少すると見込まれます。

一方、後期高齢者の占める数は、平成32年に3,160人となり、平成37年には3,608人まで増加すると見込まれます。

■要介護・要支援者数の推計値（要介護度別）

(人)

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	350	353	358	391
要支援2	520	524	533	586
要介護1	709	713	722	789
要介護2	579	586	594	653
要介護3	545	546	551	604
要介護4	488	494	501	526
要介護5	342	384	425	496
総数	3,533	3,600	3,684	4,045

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム平成29年12月取得

■要介護・要支援者数の推計値（前期及び後期高齢者・要介護度別）

(人)

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
第1号被保険者	3,533	3,600	3,684	4,045
要支援	870	877	891	977
要介護	2,663	2,723	2,793	4,045
前期高齢者	473	480	524	437
要支援	110	108	110	99
要介護	363	372	414	338
後期高齢者	3,060	3,120	3,160	3,608
要支援	760	769	781	878
要介護	2,300	2,351	2,379	2,730

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム平成29年12月取得

(3) 要介護・要支援認定率の推計

要介護・要支援の認定率は、平成30年の14.4%から徐々に上昇し、平成32年には14.8%、平成37年には16.1%になると推計されます。

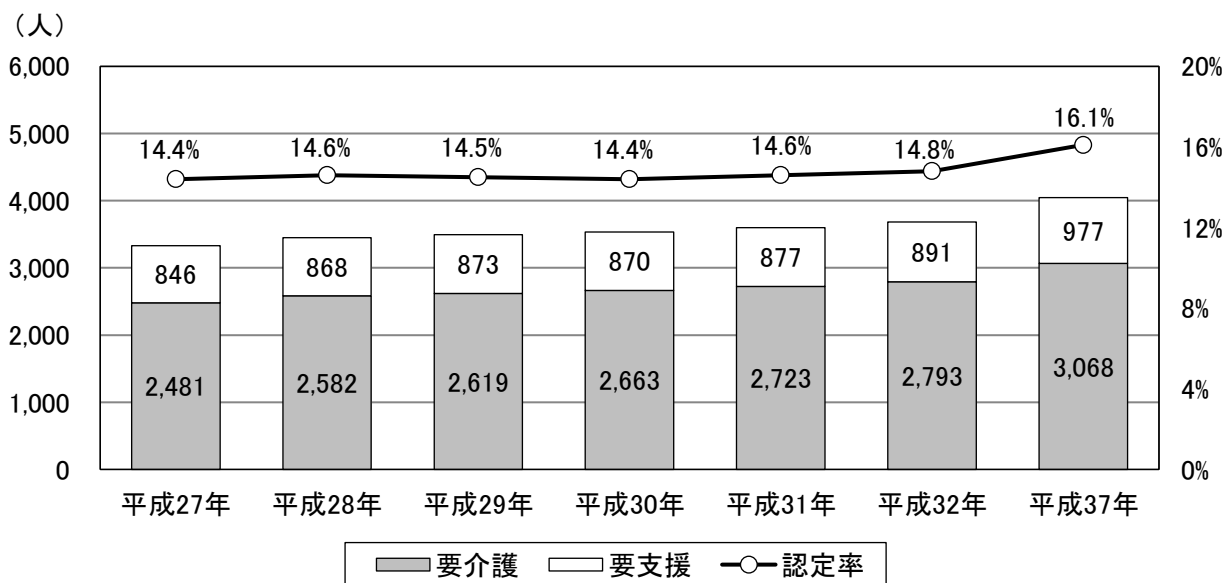
この間、前期高齢者の認定率は3%～4%台、後期高齢者の認定率は25%～27%台で推移しています。

■ 認定率の推計値

(%)

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
第1号被保険者	14.4	14.6	14.8	16.1
前期高齢者	3.6	3.7	3.9	4.0
後期高齢者	27.4	26.9	27.0	25.6

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム平成29年12月取得



第3節 施策の展開

.....

1 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の概要

「日常生活圏域」は、住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設等の整備状況等総合的に勘案した上で、介護保険法に基づき市町村が定めることになっております。

本市では、日常生活圏域を定めた上で、高齢者が住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることのできるよう、各エリア内における介護サービスの必要量を見極めながら、地域密着型サービス等の適正かつ計画的な整備を図っています。

地域包括ケアシステムの構築を図る上で、高齢者福祉の推進にも関連するため、介護保険の枠にとどまらず、本計画全般に貫流する概念として捉え、設定しています。

(2) 日常生活圏域の設定

本市では、これまでA～Eの5圏域の日常生活圏域を設定してきました。

なお、本市の総人口は、第6期計画期間と比べて減少傾向にある反面、高齢者人口は各圏域とも増加しております。

地域の高齢者を支える基盤は、保健・福祉施設や公共施設、交通網などはもとより、地域をつなぐ人的ネットワークも重要な要素となります。それらを最大限に活用し、身近な生活圏域における様々なサービス拠点が連携することで、地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要があります。

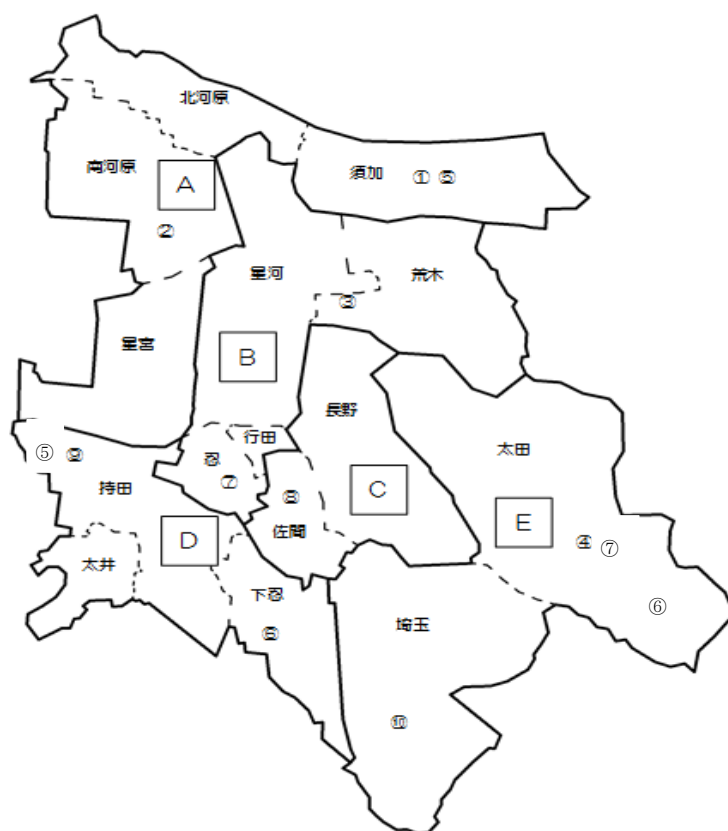
現状では、高齢者人口の少ないA、E圏域にそれぞれ介護保険施設が3施設ありますが、地域密着型サービスである「認知症対応型共同生活介護」を提供する住居（通称：グループホーム）は、高齢者人口の多いB～Eの各圏域に設置されており、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるための基盤整備が進んでいます。

こうした現状を踏まえ、第7期計画においても引き続き、5圏域の日常生活圏域を設定し、地域の特性や地区別の人口分布等を勘案しながら、圏域ごとに高齢者支援体制の整備・充実を図っていきます。

■日常生活圏域別人口（平成 29 年 9 月 1 日現在）

日常生活圏域区分	地区名	世帯数	総人口	高齢者人口	高齢化率	圏域毎 高齢者人口比
A	須加	754	1,769	696	39.3%	11.5%
	北河原	389	1,004	377	37.5%	
	星宮	667	1,670	595	35.6%	
	南河原	1,486	3,706	1,118	30.2%	
	計	3,296	8,149	2,786	34.2%	
B	忍	2,517	5,781	1,810	31.3%	25.2%
	行田	752	1,592	565	35.5%	
	星河	3,713	9,192	2,600	28.3%	
	荒木	1,388	3,233	1,111	34.4%	
	計	8,370	19,798	6,086	30.7%	
C	佐間	2,879	6,653	1,915	28.8%	20.8%
	長野	4,745	11,306	3,102	27.4%	
	計	7,624	17,959	5,017	27.9%	
D	持田	5,481	13,153	3,675	27.9%	26.9%
	太井	3,784	8,645	2,248	26.0%	
	下忍	788	2,023	563	27.8%	
	計	10,053	23,821	6,486	27.2%	
E	埼玉	1,860	5,137	1,521	29.6%	15.6%
	太田	3,164	7,398	2,238	30.3%	
	計	5,024	12,535	3,759	30.0%	
合計		34,367	82,262	24,134	29.3%	100.0%

■日常生活圏域図



■市内の介護保険施設及び地域密着型サービス事業所の立地状況

種別	圏域	番号	施設名	定員
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	A	①	特別養護老人ホーム緑風苑	100人
	A	②	特別養護老人ホームおきな	100人
	B	③	まきば園	80人
	E	④	介護老人福祉施設ふぁみいゆ行田	90人
	D	⑤	特別養護老人ホーム雅	100人
	E	⑥	特別養護老人ホーム行田さくらそう	100人
	E	⑦	ふぁみいゆ行田(地域密着型)	25人
介護老人保健施設	A	⑧	介護老人保健施設グリーンピア	80人
	D	⑨	介護老人保健施設ハートフル行田	80人
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	B	⑩	行田ケアセンターそよ風	17人
	C	⑪	緑風苑グループホーム	18人
	D	⑫	壮幸会介護保険施設心春(こはる)	18人
	E	⑬	高齢者グループホーム「ほっとほっと」	9人

2 計画の基本理念と基本目標

行田市総合振興計画では、基本理念に基づいた将来像を「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」としています。この将来像を実現させるための大綱のひとつに「やすらぎ だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり」を掲げ、高齢者施策については、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられるよう、生活支援体制の強化及び生きがいつくりと介護予防の推進を目指しています。

また、平成 29 年度に改正された介護保険法では、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みとして、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を掲げています。

本市においても、平成 37 年までに団塊の世代が後期高齢者となり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者が増加していく中で、医療・介護等を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳や自分らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができるよう、地域の各種団体、関係機関等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「共生型社会」の構築を目指していく必要があります。

本計画においては、行田市総合振興計画、市の関連計画、県の医療計画等との整合性を図り、これまでの計画を継承しつつ、新たな視点も盛り込み、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを感じ、たとえ介護が必要になっても地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう各施策を推進していきます。

(1) 基本理念

本市では、第 5 次行田市総合振興計画（平成 23 年度～平成 32 年度）において、ひとの元気・地域の元気・まちの元気の 3 つの“元気”を柱とした基本理念を掲げ、まちづくりを推進しています。

また、本計画では、上位計画である第 5 次行田市総合振興計画の高齢者部門における政策目標『高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる』を基本理念として掲げ、健全な介護保険財政の確立による持続可能な制度の運営を確保しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

(2) 基本目標

本計画の基本目標は、第 6 期計画からの継続性を勘案し、第 5 次行田市総合振興計画における「政策の展開」で示した次の 3 点を、本計画の基本目標として掲げます。

基本目標 1 生きがいの場の充実

～高齢者が活動的で 生きがいにあふれ 元気に生活できるまち～

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続け、社会参加や社会的役割をもつことが、生きがいや介護予防につながります。

そのため、高齢者がボランティア等の支え手や生活支援の担い手になり、いつまでも活動的で、積極的に介護予防活動につながる活動が続けられるよう市民が相互に支え合う活動を強化していきます。

具体的には老人クラブ活動やボランティアの養成、活用など、自主的な活動への支援を推進します。

基本目標 2 生活支援体制の充実

～市民の主体的な活動により ともに生き ともに支え合うまち～

高齢者がいつまでも元気に生活できるよう、生きがいの場を充実するとともに、必要な方への生活支援対策を推進します。また、高齢者が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう「見守り活動」や「通いの場の創設」による地域福祉活動を推進します。

また、高齢者の尊厳を保持するため、虐待の防止や認知症高齢者等の権利擁護体制の充実に努めます。

基本目標 3 介護保険事業等の充実

～総合的な介護予防サービスと 質の高い介護サービスが受けられるまち～

高齢者がその有する能力に応じ、可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとともに、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めます。

また、提供するサービスは、介護保険法の理念に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目的に行うものとし、高齢者の生活の質の向上を目指すものとします。そのために、市は、医療との連携に十分配慮するとともに、居宅介護支援事業所を始めとする介護サービス事業所等と一体となり、サービスの質の向上に努めます。

さらに、高齢者やその家族が、自らの意思でサービスを選択し、末永く生活をするように、地域包括支援センター等の相談窓口を強化するとともに、利用者が安心してサービスを受けることができるよう人材の確保及び育成に取り組み介護サービスの適正な提供に努めます。

また、今後は、地域共生社会の実現を目指し、高齢者、障害者、子どもの様々な複合課題を「丸ごと」受け止め、支援する体制づくりに向けた検討を開始します。

3 計画の体系

(1) 計画の構成

本計画は、高齢者の保健福祉の推進に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」により構成されています。

「高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる」という基本理念に則り、高齢者保健福祉計画において、基本目標である「生きがいの場の充実」「生活支援体制の充実」に資する各種施策を、介護保険事業計画において「介護保険事業等の充実」に資する各種施策を展開しています。

(2) 施策の体系

両計画は、とりわけ「生活支援体制の充実」において密接・相互に関連し合うことから、計画の全体像及び施策の体系は下図のとおりとなります。

■計画の全体像

基本理念	基本目標	施策の展開
高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをつくる	1 生きがいの場の充実	1 健康と生きがいの支援 2 社会で活躍できる場の充実
	2 生活支援体制の充実	1 高齢者福祉サービスの充実 2 高齢者福祉施設の充実 3 高齢者への虐待防止対策等の強化
	3 介護保険事業等の充実	1 介護保険制度の適正な運営 2 介護予防の推進及び介護保険サービスの効果的な提供

高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画